港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)(抄)港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する国土交通省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

六(略)	ものを含む。)の利用形態に関する事項の変更(当該施設に係る港湾により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となる五、第十五条の十第一項が以第三項書では掲げる旅記(禾月冊覧の変見	野中はより一番で見なっちに見まずい間と   〜四  (略)  に掲げるもの以外のものに係る変更とする。	「令」という。)第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち当該港湾計画についての港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号。以下第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、	(港湾計画の軽易な変更)	改正案
六 (略)	ものを含む。)の利用形態に関する事項の変更により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるヨー第十五条の十第一項が必須三項書では批ける旅記(利用用の変現	野・豆・豆・豆・豆・豆・豆豆は、「豆豆」   「一番」	「令」という。)第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうち当該港湾計画についての港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号。以下第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、	(港湾計画の軽易な変更)	現行

実施する区域を定めるものとする。  実施する区域を定めるものとする。  実施する区域を定めるものとする。  実施する区域を定めるものとする。  実施する区域を定めるものとする。  実施する区域を定めるものとする。	2 (略) 2 六・七 (略)	湾		なるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定める 生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものと	及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾	第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方 第(港湾計画の方針)	改正案
	4 (略) 五·六 (略)		0	なるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定める生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものと	及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾	第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方(港湾計画の方針)	現行

 $\bigcirc$ 

港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令(昭和四十九年運輸省令第三十五号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)